

**「山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(再評価後案)」
に対する意見募集の予告**

山形県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有し、県税の賦課徴収業務への利用を行っております。

番号法 28 条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するために特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。

「山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」につきましては、令和 2 年度に評価を実施しておりますが、特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報保護評価に関する規則」第 15 条等の規定に基づき、現在、5 年経過前の再評価実施に向け全項目評価書の再評価作業を進めています。再評価後の評価書（案）がまとまり次第、下記の時期にホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせします。

皆様の案に対する御意見等をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和 7 年 11 月上旬頃

※ 作業の進捗上、募集時期は変更されたりする場合がありますが御容赦ください。

2 問い合わせ先

山形県総務部税政課税務システム担当 電話 023-630-2096